

スポーツ

市民体育館

休館日 12月19日(月)、31日(土)、平成29年1月1日(日・祝)、夜間休館：12月28日(水)～30日(金)、平成29年1月2日(月・振休)、3日(火)

●12月のトレーニングルーム利用者講習会

▶午前10時…7日(水)、14日(水)、21日(水)▶午後3時…10日(土)、17日(土)▶午後7時…1日(木)、4日(日)、11日(日)、22日(水)、25日(土)※当日受け付け、予約不要

費用 大人100円、高校生50円※午後7時からは、大人200円、高校生100円、中学生以下は利用不可

●グラウンド抽選会(2月分) 12月27日(火)

▶南二日町多目的グラウンド…午前9時▶北上…午前9時30分▶長伏A(日中)、長伏B、長伏C、錦田(日中)…午後6時30分▶ナイター…午後7時▶南二日町人工芝グラウンド…午後7時30分

問合せ 市民体育館 (☎987-7570)

市民温水プール

休館日 ▶12月19日(月)、26日(月)～平成29年1月2日(月・振休)▶夜間休館：12月23日(金・祝)、平成29年1月3日(火)、9日(月・祝)▶午前休館：平成29年1月8日(日)

●第20回すいすいみしま記録会

とき 12月11日(日)午後0時20分～1時20分

種目 ▶4種目…25m、50m、100m、200m

▶個人メドレー…100m、200m

対象・定員 25m以上泳げる人・先着30人

費用 入場料(大人300円、小人200円、減免200円)

申込み 12月10日(土)までに氏名、年齢、種目をプール受付(1人2種目まで)

問合せ 市民温水プール (☎980-5757)

第36回三島の川健康マラソン大会参加者募集

とき 平成29年2月5日(日)受け付け午前8時～8時30分、開会式午前9時

ところ 長伏公園(狩野川堤防)

種目 ▶親子1.5kmの部…小学1～3年生の子と親、午前9時40分出走▶3kmの部…小学4～6年生、中学生以上、午前10時50分出走▶6kmの部…中学生以上、午前10時出走

対象 市内および近隣市町在住、在勤、在学の小学生以上の人(中学生以下は、保護者または指導者の承諾が必要)※当日の飛び入り参加は不可


費用 小・中・高校生500円、親子1組1,000円、一般1,500円※参加費は当日受付で支払い

申込み 12月12日(月)～平成29年1月15日(日)【当日消印有効】に市民体育館、中郷文化プラザに備え付けの申込書に記入し、①NPO法人三島市体育協会(〒411-0837南田町3-19アイダ産業ビル2階、FAX960-9780)②「健康マラソン申込箱」へ投函※体育協会ホームページからの申し込みも可

問合せ NPO法人三島市体育協会(☎981-0200、月曜・水曜・金曜日午前10時～午後4時、祝祭日を除く)、スポーツ推進課(☎987-7571)



▲マラソン大会の様子

 <p>平成29年1月31日まで有効</p>	 <p>平成29年1月31日まで有効</p>	 <p>平成29年1月31日まで有効</p>	 <p>平成29年1月31日まで有効</p>
---	---	--	---

▲市民温水プールの市民優待券です。詳細は17ページをご覧ください。

給与支払報告書提出義務者（個人事業主、法人など）のみなさまへ

平成 29 年度 (28 年分) 給与支払報告書について

●給与支払報告書について

平成 29 年度給与支払報告書から給与支払報告者、従業員およびその扶養親族のマイナンバー（個人番号）記載が義務付けられました。それに伴い、給与支払報告書の作成および提出方法が変わります。

作成時 総括表および個人別明細書にマイナンバーを記載してください。マイナンバーを取得していない場合は、報告書の「摘要欄」にその旨を記入してください。

提出方法 提出時に本人確認が必要になります。

- ▶ 給与支払者が個人事業主以外の場合…本人確認不要
- ▶ 給与支払者が個人事業主の場合…本人確認必要

提出時の本人確認方法

個人事業主は、次のいずれかが必要です。

- ①マイナンバーカード
 - ②通知カード（またはマイナンバー入り住民票）と運転免許証など顔写真付きの身分証明書
 - ③通知カード（またはマイナンバー入り住民票）と健康保険証、年金手帳など氏名が確認できる 2 点
- ▶ 窓口を持参…①②③いずれかを提示
 - ▶ 郵送…①②③いずれかの写しを添付
 - ▶ eLTAX など電子申請…本人確認不要

※代理人が提出する場合は、確認書類が異なるので、お問い合わせください。

提出期限 平成 29 年 1 月 31 日(火)

●特別徴収について

給与所得者に係る市・県民税の納付は原則、特別徴収（給与天引き）です。次の A～F の条件に該当しない人は、「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収」と記載がある場合でも、市・県民税は特別徴収となります。

- A 総受給者数（専従者・乙欄・退職者を除いた合計）が 2 人以下
- B ほかの事業所で特別徴収されている（乙欄該当者）
- C 給与が少なく税額が引けない（給与支払金額 965,000 円以下）
- D 給与の支払期間が不定期
- E 普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）
- F 退職者または平成 29 年 5 月末日までに退職予定の人

●退職者の異動届の提出について

給与支払報告書と併せて特別徴収済月を確認するため、必ず異動届を提出してください。

▲給与支払報告書（個人別明細書）のマイナンバー（個人番号）記入欄です。そのほかの書式は適宜ご確認ください。

問合せ 市民税課（☎ 983 - 2626）

お気軽にお問い合わせください

市民相談（法律、相続・登記、不動産）

専門家による無料相談を行っています。※完全予約制

①法律相談（弁護士）

金銭貸借、借地借家の契約、相続、離婚、損害賠償の請求など、民事全般に関する相談

とき 原則第 1 火曜、第 2 水曜、第 3 木曜、最終水曜
日午前 10 時～午後 4 時

相談時間 1 人 20 分

②相続・登記相談（司法書士）

相続の手続き全般をはじめ、土地の贈与や売買など不動産の登記手続き、裁判所に提出する書類の作成や成年後見についての相談

とき 原則第 1 水曜、第 3 水曜日午後 1 時～4 時

相談時間 1 人 20 分

③不動産相談（県宅地建物取引業協会三島地区会員）

不動産の売買、賃貸借契約、業者とのトラブル、借地借家などに関する相談

とき 原則第 1 水曜日午後 1 時～4 時

相談時間 1 人 30 分

①～③共通

ところ 市民生活相談センター（市役所本館 1 階）

相談日 市ホームページまたは市民カレンダーでご確認ください

注意事項 ▶同一案件 1 回限り ▶営利企業などの活動に伴って生じる問題（事業活動など）に関する相談は不可

申込み・問合せ 各相談日の 2 週間前から（先着順）市民生活相談センター（☎ 983 - 2621）